

## 分収造林契約の感謝状贈呈式を行いました

令和6年3月21日(木)に、山形森林管理署において「令和5年度分収造林契約感謝状贈呈式」を行いました。

分収造林とは、国と国以外の者(造林者)が契約を締結し、造林者は国有林野に木を植えて一定期間育て、成林後に立木を販売して得られた収益を国と造林者とであらかじめ定めた割合で分け合う制度です。

このような分収造林制度は、森林整備の実践とカーボンニュートラルの実現にも貢献するものであり、東北森林管理局では、分収造林契約を締結して造林者となられた方を対象に感謝状を贈呈しています。当署管内では令和5年12月1日に山形市長を造林者とする分収造林契約が締結されたところであり、今回、感謝状を贈呈させていただきました。

山形市長と東北森林管理局長が締結した分収造林契約の箇所は山形市西蔵王の国有林で面積は1.2275ヘクタール、カラマツを植栽し契約期間は52年間です。

当日は、山形森林管理署入札室において、山形市長(代理出席:山形市吉原農林部長)あての感謝状を東北森林管理局長に代わり当署署長が贈呈いたしました。

吉原部長からは、地元の森林教育の場としても活用したいとのご挨拶がありました。

分収造林制度は、木材の供給・地域の活性化・造林者の社会貢献活動としてのPRへの活用等のメリットがあります。制度に関しましては、お近くの森林管理署・同支署までお気軽にお問合せください。

